

事務連絡  
令和4年10月28日

各都道府県各種学校主管課  
日本インターナショナルスクール協議会 御中  
在日ブラジル学校協議会

文部科学省大臣官房国際課

生後6か月以上4歳以下の者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に係る周知等について

今般、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）等の一部改正により、令和4年10月24日より、生後6か月以上4歳以下の者に対する新型コロナワクチンの初回接種（1～3回目接種）（以下「乳幼児初回接種」という。）が実施されることとなりました。

新型コロナワクチンの接種に当たっては、ワクチンの効果や副反応、接種に関する相談先の情報等について十分に周知されることが重要です。今般の乳幼児初回接種の実施に関しては、各都道府県・市町村・特別区衛生主管部（局）に対し、厚生労働省健康局予防接種担当参事官室より別添の保護者等に対する情報提供資材について送付しているところですが、地域の実情に応じ、保護者が訪れやすい場所に据え置く、ホームページや施設内ネットワーク等に掲載するなど、希望する保護者が必要な情報を取得できるように、各施設設置者等におかれても地域の衛生主管部（局）の求めに応じて必要な協力を行っていただきますようお願いいたします。その際、保護者の質問等に応じられるよう、当該情報提供資材について、衛生主管部（局）において地域の相談先を明記するなど必要な編集を行った上で活用することを検討くださいますようお願いいたします。

なお、幼児に対する新型コロナワクチンの接種に係る考え方及び留意点等については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について」（令和4年9月12日付け文部科学省大臣官房国際課事務連絡）においてお知らせしているところであり、引き続き当該事務連絡の内容を踏まえて対応いただくようお願いいたします。

今般の新型コロナウイルス感染症に際して必要な対応について適切に御判断いただくための参考資料としていただけますと幸いです。

各都道府県各種学校主管課におかれては、所轄の各種学校のうち外国人学校に対して周知くださいますようお願いいたします。

日本インターナショナルスクール協議会及び在日ブラジル学校協議会におかれては、加盟校に対して周知くださいますようお願いいたします。

(本件連絡先)

文部科学省大臣官房国際課

国際協力企画室 外国人教育政策企画係

Tel : 03-5253-4111 (内線 3222)

Fax : 03-5253-3669

E-mail : [kokusai@mext.go.jp](mailto:kokusai@mext.go.jp)

(Tentative translation)  
International Affairs Division, Minister's Secretariat  
Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

October 28, 2022

Attn: Prefectural miscellaneous category school departments,  
Japan Council of International Schools (JCIS),  
Association of Brazilian Schools in Japan (AEBJ)

Information regarding the Implementation of Vaccinations against COVID-19 for  
Infants between 6 Months and 4 Years Old

In accordance with the partial revision of the Practical Implementation of the Immunization Law (Ministry of Health Order No.27, 1958), the first vaccination (1st to 3rd doses) of the COVID-19 vaccine for infants between the ages of 6 months and 4 years (hereinafter referred to as "infants and children first vaccination") has been administered from October 24, 2022.

It is important that the side effects and reactions to the vaccine, as well as information on where to consult regarding the vaccination, are well known. The Health Service Bureau of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW) has sent the attached information material on the implementation of the infants and children first vaccination to health authorities of each prefecture, municipality, and special ward. We would like to ask each facility establisher to cooperate as necessary in response to requests from the local health authorities so that parents can obtain the necessary information by, for example, placing the material in locations easily accessible to parents, posting them on websites and local area networks of the facility, and so on. At that time, we would like to ask each health authority to consider the utilization of the materials after making necessary edits, including filling in local contact information for consultations in order to respond to questions from parents.

As for information on the rationale and points to keep in mind concerning the vaccination of children with the COVID-19 vaccine, please refer to the administrative notification "Points regarding the Implementation of Vaccinations for Infants and Children against COVID-19 Infections in Schools" (Administrative Notification dated September 12, 2022, International Affairs Division, Minister's Secretariat, Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)). We would like to ask you to continue to take measures in accordance with the contents of the above-mentioned administrative notification.

We are sharing this announcement with you with the hope that it will be utilized as a reference for your consideration of your responses to COVID-19.

To Prefectural miscellaneous category school departments: Please send this notification to the miscellaneous schools for foreign students under your jurisdiction.

To JCIS and AEBJ: Please send this notification to members of your council or association.

[Contact]

Office for International Cooperation Planning, International Affairs Division,  
Minister's Secretariat,

Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

Tel: 03-5253-4111 (Ext: 3222), Fax: 03-5253-3669, E-mail: [kokusai@mext.go.jp](mailto:kokusai@mext.go.jp)

生後6か月以上4歳以下の者に対する新型コロナウイルス感染症に係る  
予防接種の実施について、保護者への周知への御協力をお願いいたしま  
す。

事務連絡  
令和4年10月24日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
各都道府県・指定都市・中核市保育担当課  
各都道府県・市町村・特別区衛生主管部(局)

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)  
厚生労働省子ども家庭局保育課  
厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

生後6か月以上4歳以下の者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防  
接種の実施に係る周知等について

今般、予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)等の一部改正により、令和4年  
10月24日より、生後6か月以上4歳以下の者に対する新型コロナワクチンの初回接種(1  
～3回目接種)(以下「乳幼児初回接種」という。)が実施されることとなりました。

新型コロナワクチンの接種に当たっては、ワクチンの効果や副反応、接種に関する相談  
先の情報等について十分に周知されることが重要です。今般の乳幼児初回接種の実施に関  
しては、各都道府県・市町村・特別区衛生主管部(局)に対し、厚生労働省健康局予防接  
種担当参事官室より別添の保護者等に対する情報提供資材について送付しているところ  
ですが、地域の実情に応じ、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所及び地域型保育事業  
所(以下「幼稚園等」という。)や社会教育施設等において保護者が訪れやすい場所に据え  
置く、教育委員会や幼稚園等のホームページや施設内ネットワーク等に掲載するなど、希  
望する保護者が必要な情報を取得できるように、各施設設置者等におかれても地域の衛生  
主管部(局)の求めに応じて必要な協力を行ってくださいますようお願いいたします。その際、  
保護者の質問等に応じられるよう、当該情報提供資材について、衛生主管部(局)におい

て地域の相談先を明記するなど必要な編集を行った上で活用することを検討くださいますようお願いいたします。

なお、幼児に対する新型コロナワクチンの接種に係る考え方及び留意点等については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について」（令和4年9月6日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）、厚生労働省子ども家庭局保育課及び厚生労働省健康局予防接種担当参事官室連名事務連絡）においてお知らせしているところであり、引き続き当該事務連絡の内容を踏まえて対応いただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課及び保育担当課におかれては所管の認定こども園、保育所及び地域型保育事業所並びに域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課及び保育担当課に対して本件を周知されるようお願いいたします。

以上

<本件連絡先>

文部科学省:

初等中等教育局 健康教育・食育課  
03-5253-4111(内2918)

内閣府

子ども・子育て本部 参事官(認定こども園担当)  
03-5253-2111(内38446)

厚生労働省

子ども家庭局 保育課  
03-5253-1111(内4852、4853)

健康局 予防接種担当参事官室

自治体サポートチームメールアドレス

生後6か月から4歳のお子様の  
保護者の方へ

# 新型コロナウイルスワクチン接種 についてのお知らせ



生後6か月から4歳のお子様も  
新型コロナウイルスワクチンを受けられるようになりました。  
ワクチンを受けるか、ぜひご検討ください。

接種当日は母子健康手帳もご持参ください。

## 接種の対象と使用するワクチン・接種間隔

- ◎ **接種の対象** 生後6か月から4歳のお子様を対象です。
- ◎ **使用するワクチン** ファイザー社の6か月～4歳用のワクチンを使用します。乳幼児用のワクチンです。
- ◎ **接種間隔** 生後6か月から4歳のお子様は、**合計3回接種**して、初回接種が完了します(※)。  
**3回で1セットですので、早めの接種予約をご検討ください。**  
(※) 5歳以上の方の初回接種は1・2回目接種の合計2回です。

1回目接種後、通常3週間あけて2回目を受け、2回目接種後、8週間あけて3回目を受けます。通常の間隔を超えた場合には、なるべく速やかに接種してください。



(※) 最短で19日後からの接種が可能です。例の場合、11月22日が11月20日になります。

## 新型コロナワクチンの効果

### Q. 新型コロナワクチンは、どんな効果がありますか？

A. 生後6か月から4歳の乳幼児に対して、ワクチンの効果や安全性を確かめる研究(臨床試験)が海外の複数の国々で行われました。

新型コロナワクチンを受けることで、新型コロナに感染しても**症状が出にくくなる効果(発症予防効果)**がどれくらいあるかについて、約1,100人程度の乳幼児を対象に分析したところ、3回目接種後7日以降の効果は73.2%と報告されています。

出典：審査報告書より

## 新型コロナワクチンの安全性

### Q. 生後6か月から4歳の子どもが新型コロナワクチンを受けた後は、どんな症状が出ますか？

A. ワクチンを受けた後の症状について調べた臨床試験で、1～3回目の接種後の具体的な症状をみると、接種回数ごとの症状にはあまり変わりがなく、ほとんどの症状が軽度または中等度でした。

現時点で得られている情報からは、安全性に重大な懸念は認められません。

〈接種後7日間に現れた症状〉

年齢	症状(発現割合:1回目接種後→2回目接種後→3回目接種後)	
生後6か月～1歳	易刺激性(※1)	51.2%→47.4%→43.6%
	食欲減退	22.2%→22.2%→20.2%
	傾眠状態(※2)	27.0%→23.8%→19.9%
	圧痛	16.6%→15.0%→16.0%
2歳～4歳	疼痛	30.8%→31.0%→26.7%
	疲労	29.7%→25.7%→24.5%
	発赤	8.8%→11.4%→10.9%
	下痢	7.7%→6.7%→5.1%
	発熱	5.2%→4.9%→5.1%
	頭痛	4.5%→4.6%→4.9%
	腫脹(※3)	3.7%→5.7%→3.1%
嘔吐	3.0%→3.4%→1.6%	
悪寒	2.3%→3.0%→3.3%	
筋肉痛	2.4%→2.6%→2.0%	
関節痛	0.8%→1.4%→1.3%	

(※1) 機嫌が悪い (※2) 眠たくなる様子 (※3) 注射部位の腫れ

出典：審査報告書より

## 日本小児科学会より

ワクチンは、オミクロン株流行下においても効果が期待でき、安全性についても、臨床試験の結果に基づいて、大きな懸念はないとされています。また、アメリカなどで、日本と同じワクチンが承認されており、生後6か月から4歳に対する接種が開始されています。効果と安全性が確認されているワクチンの接種を、学会としてもおすすめします。



## よくあるご質問

### Q1. 生後6か月から4歳の子どもへの接種が開始されている国はありますか？

- A. アメリカなどで、生後6か月から4歳の乳幼児への接種が開始されており、日本と同じファイザー社の乳幼児用ワクチンが承認(※)されています。

(※) アメリカでは、日本では現時点では承認されていないモデルナ社の乳幼児用ワクチンも承認され、使用されています。

### Q2. 生後6か月から4歳の子どもにも、オミクロン株対応ワクチンは接種できるのでしょうか？

- A. 現時点では、6か月～4歳の子ども用のオミクロン株対応ワクチンは、日本で薬事承認されていないため、接種することはできませんが、従来型のワクチンによる初回接種(3回セットの接種)によって、オミクロン株流行下で70%以上の発症予防効果が確認されているので、ぜひ接種をご検討ください。

### Q3. 他のワクチンと同時に接種することは可能ですか？

- A. 新型コロナワクチンは、**インフルエンザワクチンとの同時接種が可能**です。インフルエンザワクチン以外のワクチンは、新型コロナワクチンと同時に接種できず、2週間以上間隔をあけて接種することとなります。詳しくは、かかりつけの小児科医などにご相談いただきながら、計画的な接種をご検討ください。



### Q4. 合計3回の接種の途中で誕生日をむかえ5歳になった場合、5～11歳用のワクチンを打つべきですか？

- A. お子様は、3回の接種の途中で5歳になった場合も、3回目まで同じ乳幼児用ワクチンを接種することになります。

## 新型コロナワクチンを受けるには

### ◎ お子様のワクチン接種には、保護者の方の同意と立ち合いが必要です。

ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、保護者の方の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いいたします。保護者の方の同意なく、接種が行われることはありません。

周りの方に接種を強制したり、接種していない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。

### ◎ ワクチン接種当日は可能な限り母子健康手帳をご持参ください。

子どものワクチン接種では、接種履歴は母子健康手帳で管理しているため、接種当日には可能な限り母子健康手帳をご持参ください。

その他、このお知らせが入っていた封筒の中身一式、本人確認書類(マイナンバーカード、健康保険証等)を忘れずにお持ちください。



生後6か月～4歳用のワクチンがオミクロン株流行下でも有効であるとの最新情報を踏まえ、お子様にワクチンを受けていただけるよう、ご本人とその保護者の方に努めていただくことになりました。これは、国民の皆さまに接種にご協力いただきたいという趣旨によるものであり、接種を強制するものではありません。詳しくは厚生労働省ホームページQ&Aをご覧ください。→



## ご相談先など

### ◎新型コロナワクチンに関する相談先

ワクチン接種後に、体に異常があるとき	→ ワクチンを受けた医療機関やかかりつけ医、市町村や都道府県の窓口
ワクチン接種全般に関するお問い合わせ	→ 市町村の窓口

### ◎予防接種健康被害救済制度について

予防接種では健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

新型コロナワクチンの予防接種によって健康被害が生じた場合にも、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金の給付など）が受けられます（※）。申請に必要な手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。

（※）その健康被害が、接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村により給付が行われます。認定にあたっては、予防接種・感染症・医療・法律の専門家により構成される国の疾病・障害認定審査会により、因果関係を判断する審査が行われます。

ワクチンを受けた人もいれば、受けていない人もいます。ワクチンを受けた後も、今までのように、しっかり手洗い、消毒などの感染予防対策を続けましょう。



密集した場所



密接した場面



密閉された空間



石けんで手洗い



手指の消毒



こまめな換気

子どもに対する新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚労 コロナ ワクチン 乳幼児 検索

ホームページをご覧になれない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。



お問合せ先